

○エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを定める件（新設）

告 示 案

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十二条第五項及び第五十二条の三第四項の規定に基づき、エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを次のように定め、平成二十四年四月二日から施行する。

（申請書等の送付方法）

第一条 エリア放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第四百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局（電波法施行規則第四条第一項第三号の三に規定する地上一般放送局をいう。以下同じ。）の免許の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）がエリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類（以下「申請書等」という。）を送付する場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 引受時刻証明の取扱いとした書留郵便
- 二 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」と総称する。）による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて当該信書便事業者において引受け日時を記録を行うもの

(到達の日時)

第二条 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書等を次の各号に掲げる方法により提出したときは、当該各号に定める日時に総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）に到達したものとする。

一 引受時刻証明の取扱いとした書留郵便 郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）

において引受けがされたとして当該引受時刻証明により証明された日時

二 信書便の役務であつて当該信書便事業者において引受け日時の記録を行うもの 当該信書便事業者において引受けがされたとして記録された日時

三 電子情報処理組織を使用する方法 総合通信局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた日時

四 前三号に掲げる方法以外の方法 総合通信局の事務所に到達した日時

2 前項第一号又は第二号の方法による場合において、総合通信局に到達したもののうち、日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないものは、当該日の午後十二時に、総合通信局に到達したものとなす。

(先 願)

第三条 異なった日時に二以上のエリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書等が総合通信局に到達したときは、申請者は、当該申請書等が総合通信局に到達した順番に従って審査を受け、その申請について免許を受けることができる。

2 同一の日時に二以上のエリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書等が総合通信局に到達したことにより、エリア放送を行う地上一般放送局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、いずれの申請者もその申請について審査を受けることができない。ただし、申請者の協議により一の申請者に定められたときは、当該一の申請者が審査を受けることができ、また、申請に係る空中線電力の変更その他の調整により周波数を割り当てることができることとなったときは、いずれも、その申請について審査を受けることができる。

3 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その申請について審査を受けることができない。

4 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）は、第二項の規定による協議が必要となる場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を申請者に命じなければならない。

5 総合通信局長は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかったものとみなすことができる。

(準 用)

第四条 前三条の規定は、エリア放送を行う地上一般放送局の再免許の申請について準用する。